

# 天草広域連合新ごみ処理施設 整備・運営事業

## 実施方針

天草広域連合



## 《目 次》

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 第1章 用語の定義 .....                               | 1  |
| 第2章 特定事業の選定に関する事項 .....                       | 3  |
| 1. 事業内容に関する事項 .....                           | 3  |
| 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....                  | 8  |
| 1. 民間事業者の募集及び選定方法 .....                       | 8  |
| 2. 募集及び選定の手順 .....                            | 8  |
| 3. 応募者の入札参加資格要件 .....                         | 9  |
| 4. 応募者の審査及び落札者の選定 .....                       | 13 |
| 5. 落札者決定後の手続き .....                           | 14 |
| 6. 著作権 .....                                  | 15 |
| 7. 応募に係る費用負担 .....                            | 15 |
| 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....  | 16 |
| 1. 想定されるサービスの水準・仕様 .....                      | 16 |
| 2. 想定されるリスクの分担 .....                          | 16 |
| 3. 広域連合による事業の実施状況の監視 .....                    | 16 |
| 4. 地域への貢献 .....                               | 16 |
| 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....             | 17 |
| 1. 立地に関する事項 .....                             | 17 |
| 2. 計画に関する事項 .....                             | 17 |
| 第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..... | 18 |
| 1. 疑義が生じた場合の措置 .....                          | 18 |
| 2. 管轄裁判所の指定 .....                             | 18 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....          | 19 |
| 1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....    | 19 |
| 2. 広域連合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....     | 19 |
| 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....  | 19 |
| 4. その他 .....                                  | 19 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....     | 20 |
| 1. 法制上及び税制上の支援に関する事項 .....                    | 20 |
| 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....                    | 20 |
| 3. その他 .....                                  | 20 |
| 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項 .....                    | 21 |
| 1. 議会の議決 .....                                | 21 |
| 2. 情報提供 .....                                 | 21 |
| 3. 本実施方針に関する担当部署 .....                        | 21 |

## 実施方針添付資料

実施方針添付資料-1 建設予定地平面図

実施方針添付資料-2 契約スキーム

実施方針添付資料-3 役割分担概念図

実施方針添付資料-4 リスク分担（案）

## 第 1 章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

|       |                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本事業   | 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。                                                                                  |
| 特定事業  | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に準じて実施する事業をいう。                              |
| 本施設   | 本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、資源物ストックヤード、計量棟、管理棟の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される関連施設一式をいう。 |
| 建設用地  | 敷地境界線内全範囲を指す。                                                                                             |
| 広域連合  | 天草広域連合をいう。                                                                                                |
| 構成市町  | 広域連合を構成する 2 市 1 町（天草市、上天草市、苓北町）をいう。                                                                       |
| 選定委員会 | 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案評価を行う目的で、広域連合が開催する学識経験者などで構成される組織「天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。                 |
| 応募者   | 本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。                                                                        |
| 構成員   | 落札者の決定後、建設事業者及び運営事業者の内、運営事業者への出資を行う者をいう。                                                                  |
| 協力企業  | 落札者の決定後、建設事業者及び運営事業者の内、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。         |
| 代表企業  | 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。                                                                                  |
| 民間事業者 | 広域連合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。                                                                               |
| 建設事業者 | 本事業において、本施設の設計・建設業務を行う者をいう。                                                                               |
| 運営事業者 | 落札者の選定後、構成員が設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。                                                             |
| 事業契約  | 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。                                                                      |
| 基本協定  | 落札者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての広域連合と落札者の間で締結される協定をいう。                                                  |
| 基本契約  | 落札者に本事業を一括で発注するために、広域連合と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。                                                     |

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 建設工事請負契約  | 本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と建設事業者が締結する契約をいう。   |
| 運營業務委託契約  | 本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者が締結する契約をいう。 |
| 設計・建設業務   | 本事業のうち、設計・建設に係る業務をいう。                               |
| 運営・維持管理業務 | 本事業のうち、運営・維持管理に係る業務をいう。                             |

## 第2章 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業

#### (2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 天草広域連合新ごみ処理施設

種 類 一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者

天草広域連合 広域連合長 馬場 昭治

#### (4) 事業目的

本事業は、老朽化の進行する圏域内5つのごみ処理施設を集約し、構成市町の循環型社会形成の拠点となる新ごみ処理施設を天草市楠浦町に建設することにより、積極的なエネルギー回収及びマテリアルリサイクルを実現するとともに、施設の建設と長期的な運営に民間活力を導入し、安全で安定的かつ経済的な施設の整備運営を目指すものである。

### (5) 本事業対象施設の概要

| 項 目                | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施場所             | 熊本県天草市楠浦町地内                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業予定地              | 添付資料-1 参照                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 民間事業者の<br>業務及び期間   | 設計・建設業務：令和4（2022）年11月（契約締結日）から令和9（2027）年3月31日まで<br>運営・維持管理業務：令和9（2027）年4月1日から令和29（2047）年3月31日まで                                                                                                                                                                 |
| 主 要 な 施 設          | ア 本体施設<br>・工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）、資源物ストックヤード（工場棟と別棟の場合に限る。）<br>イ 関連施設<br>・計量棟、管理棟<br>ウ 外構施設<br>・駐車場、構内道路、植栽、門扉、囲障等その他関連する施設や設備等                                                                                                                   |
| 計 画 施 設            | 【エネルギー回収型廃棄物処理施設】<br>95 t/日（47.5 t/日×2 炉、24 時間稼働）<br>【マテリアルリサイクル推進施設】<br>26t/日（5 時間稼働）                                                                                                                                                                          |
| 処 理 対 象 物          | ① エネルギー回収型廃棄物処理施設<br>・直接焼却量 : 21,195t/年<br>・処理残渣可燃物量（可燃残渣）： 1,730t/年<br>・し尿処理施設からのし渣・汚泥等： 69t/年<br>・小 計 : 22,994t/年<br>・災害廃棄物 : 2,299t/年<br>・合 計 : 25,293t/年 （R9 年度）<br>② マテリアルリサイクル推進施設<br>・不燃・粗大ごみ : 3,212t/年<br>・資 源 物 : 2,292t/年<br>・合 計 : 5,510t/年 （R9 年度） |
| 処 理 方 式            | 以下の何れかの方式<br>・ストーカ式焼却方式+灰資源化<br>・シャフト炉式ガス化熔融方式                                                                                                                                                                                                                  |
| エ ネ ル ギ ー<br>回 収 率 | 循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率 1/2）の交付要綱に従い、15.5%以上とする。                                                                                                                                                                                                  |

### (6) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はD B O（Design Build Operate）方式により実施する。

本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループのうち、落札者として決定された応募者（以下、「落札者」という。）の内、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、その特別目的会社は運営事業者として20年間の運営・維持管理期間にわたって、運営事業者として本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

## **(7) 契約の形態**

広域連合は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。(基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。)

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-2 契約スキーム」に示す。

## **(8) 事業期間**

事業期間は次のとおりである。

### **1) 設計・建設業務期間**

令和4(2022)年11月(契約締結日)から令和9(2027)年3月31日まで

### **2) 運営・維持管理期間**

令和9(2027)年4月1日から令和29(2047)年3月31日までの20年間

## **(9) 事業予定地**

事業予定地は、「実施方針添付資料-1 事業予定地」に示すとおりである。

民間事業者は、設計・建設業務期間中に本施設を設計・建設し、令和9(2027)年4月1日から令和29(2047)年3月31日まで本施設の運営・維持管理を実施する。

## **(10) 関係法令等の遵守**

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## **(11) 事業期間終了後の措置**

運営・維持管理業務の委託期間は20年間としているが、広域連合は本施設を供用開始後30年以上にわたって使用する予定であるため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を広域連合の定める引渡し時における要求水準を満足する状態に保って、広域連合に引継ぐものとする。なお、事業期間終了後の措置について、運営終了5年前の令和23年度末(2041年度末)の時点において、広域連合及び民間事業者は協議を開始するものとする。

## **(12) 事業の対象となる業務範囲**

広域連合及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細に

については「要求水準書」に示すとおりとする。

## 1) 民間事業者が行う業務

### (ア) 本事業の設計・建設に関する業務

- ① 本施設の設計・建設
- ② 広域連合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 広域連合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 広域連合が行うその他許認可申請・報告・届出等支援
- ⑤ 建設工事に係る許認可申請（広域連合が実施するものの支援を含む。）等
- ⑥ 近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）

### (イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務（「添付資料-3 役割分担概念図」参照）
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災管理業務
- ⑤ 関連業務
- ⑥ 情報管理業務

## 2) 広域連合または構成市町が行う業務

### (ア) 本施設に関する業務

#### 【設計・建設に関する業務】

- ① 敷地造成及び進入道路工事
- ② 本施設の交付金申請手続
- ③ 本施設の設計・建設モニタリング
- ④ 近隣対応（広域連合が対応すべき範囲）
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

#### 【運営・維持管理に関する業務】

- ① 近隣対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本施設への処理対象物の搬入
- ④ マテリアルリサイクル推進施設からの資源物の運搬・売却・処分
- ⑤ 搬入禁止物の運搬・処分
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

## (13) 民間事業者への支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

#### 1) 設計・建設業務に係る対価

広域連合は、設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に出来高に応じて支払う。

#### 2) 運営・維持管理業務に係る対価

広域連合は、運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者を支払う。

資源物の売却益は広域連合に帰属するものとするが、運営事業者は循環型社会形成への寄与を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

### (14) 余熱利用計画

運営事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本施設内で利用するとともに余剰電力は電力会社等へ売電する。

売電収入は広域連合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

### (15) 広域連合が適用を予定している交付金について

広域連合は、本事業を、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。交付金の申請等の手続は広域連合にて行うが、建設事業者は広域連合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

### (16) 事業スケジュール（予定）

|                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 1) 実施方針及び要求水準書（案）の公表 | 令和3（2021）年 8月                    |
| 2) 入札公告              | 令和3（2021）年 12月                   |
| 3) 事業提案書の受付          | 令和4（2022）年 6月                    |
| 4) 落札者の決定            | 令和4（2022）年 9月                    |
| 5) 仮契約の締結            | 令和4（2022）年 10月                   |
| 6) 契約議案の議会への提案       | 令和4（2022）年 11月                   |
| 7) 事業契約の締結           | 令和4（2022）年 11月                   |
| 8) 設計・建設業務           | 令和4（2022）年 11月<br>～令和9（2027）年 3月 |
| 9) 運営・維持管理業務         | 令和9（2027）年 4月<br>～令和29（2047）年 3月 |

## 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札候補者決定基準書などの書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から広域連合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により行うことを予定している。

### 2. 募集及び選定の手順

#### （1）募集及び選定スケジュール（予定）

広域連合は以下の手順により、応募者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

| 内 容                    | 日 程                  |
|------------------------|----------------------|
| ① 実施方針及び要求水準書（案）の公表    | 令和3（2021）年 8月 12日（木） |
| ② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限  | 令和3（2021）年 8月 27日（金） |
| ③ 上記質問への回答公表           | 令和3（2021）年 9月 10日（金） |
| ④ 入札公告及び入札説明書等の公表・交付   | 令和3（2021）年 12月中旬     |
| ⑤ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限  | 令和4（2022）年 1月上旬      |
| ⑥ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表 | 令和4（2022）年 1月下旬      |
| ⑦ 入札参加資格審査申請書類受付・審査    | 令和4（2022）年 2月上旬      |
| ⑧ 入札参加資格審査結果の通知        | 令和4（2022）年 2月上旬      |
| ⑨ 現地見学会                | 令和4（2022）年 2月中旬      |
| ⑩ 概要説明会                | 令和4（2022）年 2月中旬      |
| ⑪ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限  | 令和4（2022）年 2月下旬      |
| ⑫ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表 | 令和4（2022）年 3月上旬      |
| ⑬ 事業提案書等入札書類の受付        | 令和4（2022）年 6月中旬      |
| ⑭ 落札者の決定及び公表           | 令和4（2022）年 9月上旬      |
| ⑮ 基本協定締結               | ⑭の後速やかに              |
| ⑯ 事業契約仮契約締結            | 令和4（2022）年 10月下旬     |
| ⑰ 議会承認                 | 令和4（2022）年 11月下旬     |
| ⑱ 事業契約本契約              | 令和4（2022）年 11月下旬     |

#### （2）実施方針等に関する質問、意見の受付

本実施方針及び要求水準書（案）についての質問、意見は下記のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。また、質問、意見書を提出した者に対しては

個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

#### 1) 受付期間

本実施方針公表日から令和3（2021）年8月27日（金）17：00までとする。

#### 2) 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付する。

##### (ア) 送付先

天草広域連合 環境衛生課

##### (イ) E-mail

ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp

##### (ウ) タイトル

「(提出者名)－実施方針等に関する質問、意見」

#### 3) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、広域連合が到達確認メールを返信する。

#### 4) 回答の公表

質問、意見書に対する回答は、回答の公表予定日に広域連合のホームページに掲載し公表する。

### (3) 現地見学会

広域連合は、入札参加資格審査を通過した応募者に対し、現地見学会を実施する。なお、詳細については、入札公告時に公表する。

### (4) 概要説明会

入札参加資格審査を通過した応募者は、広域連合の指定する資料を提出し、提出した資料をもとに概要説明を行う。なお、詳細については、入札公告時に公表する。

### (5) 実施方針の変更

広域連合は、事業者からの意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、広域連合のホームページへの掲載その他適宜の方法により公開する。

## 3. 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとし、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、構成市町内に本社・本店がある事業者を積極的に活用すること。

## (1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。
- 3) 応募者の構成員の中から「(2) 2) (ア) 設計・建設業務のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、最終生成物の資源化を行う企業はこの限りではない。
- 5) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると広域連合が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。  
上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
  - (ア) 資本関係がある場合  
以下の①又は②のいずれかに該当する2者の場合。
    - ① 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (イ) 人的関係がある場合  
以下の①又は②のいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
    - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合  
上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者等の参加資格要件

### 1) 共通の参加資格要件

- 次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (イ) 入札参加年度における広域連合または構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (ウ) 広域連合または構成市町のいずれかの市町の指名停止措置を受けている者
- (エ) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (キ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (ク) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ケ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (コ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (サ) 天草市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）、上天草市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）及び苓北町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）のそれぞれ第2条に規定する暴力団並びにその暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者
- (シ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ス) 広域連合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
  - ① 株式会社日建技術コンサルタント
  - ② 弁護士法人関西法律特許事務所
  - ③ 一般財団法人日本環境衛生センター
- (セ) 選定委員会の委員が所属する企業
- (ソ) 選定委員会発足から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者
- (タ) PFI法第9条に該当する者

## 2) 各業務を行う者の要件

応募者のうち、本事業の設計・建設業務を行う者は、次の(ア)、(イ)、(ウ)の要件をそれぞれ満たす複数者による特定建設工事共同企業体で構成すること。

運営・維持管理業務を行う者は、次の(エ)の要件を満たす企業とすること。

同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1社が次の該当する要件を満たすこと。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

### (ア) 設計・建設業務のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上であること。
- ② 参加資格確認基準日において、PFI事業（DBOを含む）により発注された廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ごみ焼却または熔融施設とリサイクル施設を元請として設計・建設した実績を両施設共に1件以上有すること。
- ③ 参加資格確認基準日において、以下の条件を満たす廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の設計・建設実績を元請として各1件以上有すること。
  - i 平成25（2013）年4月以降にしゅん工したストーカ式焼却方式（ただし、往復動火格子とする。）またはシャフト炉式ガス化熔融方式で、1炉当たり47.5t/日以上かつ炉構成が2炉以上で、ボイラ・タービン式発電設備を有する。
  - ii 平成25（2013）年4月以降にしゅん工したマテリアルリサイクル推進施設で、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎選別設備と、資源ごみの選別設備を有する。
- ④ 建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

### (イ) 設計・建設業務の建築物等の設計を行う者の要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

### (ウ) 設計・建設業務の建築物等の建設を行う者の要件

- ① 応募年度における広域連合または構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿の建築工事の登載者であること。
- ② 本施設と同種または類似の建築物の施工実績を有すること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ④ 建設業法における建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

(エ) 本事業の運営・維持管理業務を受託する者の要件

本事業の運営・維持管理業務を受託する者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- ① 参加資格確認基準日において、P F I 事業（D B Oを含む）により発注された廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 9 条の 3 に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ごみ焼却または熔融施設を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）での受注として 1 年以上に渡り運営・維持管理した実績を 1 件以上有すること。
- ② 参加資格確認基準日において、以下の条件を満たす廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 9 条の 3 に規定する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の 1 年以上に渡る運営・維持管理実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）での受注として、1 件以上有すること。
  - i 平成 25（2013）年 4 月以降にしゅん工したストーカ式焼却方式（ただし、往復動火格子とする。）またはシャフト炉式ガス化熔融方式で、1 炉当たり 47.5 t / 日以上かつ炉構成が 2 炉以上で、ボイラ・タービン式発電設備を有する。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者講習（ごみ処理施設コース）を修了し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設で、95t/日以上以上の施設（1 年以上の稼動及び 1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、保全等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- ④ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置すること。

3) 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査申請書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、広域連合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外するものとする。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、広域連合は落札者決定を取り消すものとする。この場合において、広域連合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 4. 応募者の審査及び落札者の選定

### (1) 審査の機関

応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、広域連合が設置した選定委員会において審査及び落札候補者の選定を実施する。

天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員

| 委員名                   |       | 所 属                                     | 役 職  |
|-----------------------|-------|-----------------------------------------|------|
| 学<br>識<br>経<br>験<br>者 | 鳥居 修一 | 国立大学法人 熊本大学大学院<br>先端科学研究部教授（機械・エネルギー創生） | 委員長  |
|                       | 北辻 政文 | 公立大学法人 宮城大学<br>食産業学群教授（建設環境材料学）         | 副委員長 |
| 行<br>政<br>機<br>関      | 塩先 敏彦 | 天草市 市民生活部長                              | 委 員  |
|                       | 水野 博之 | 上天草市 市民生活部長                             | 委 員  |
|                       | 田尻 悟  | 苓北町 水道環境課長                              | 委 員  |
|                       | 濱崎 正明 | 天草広域連合 事務局長                             | 委 員  |

選定委員会発足から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

## （２）審査の手順及び方法

### １）入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

### ２）事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、選定委員会において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

### ３）審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札候補者決定基準書に示すとおりとする。

### ４）審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を広域連合ホームページに掲載する。

## ５．落札者決定後の手続き

### （１）基本協定の締結

広域連合と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

### （２）特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、

特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 運営事業者の本店所在地は構成市町内としなければならない。
- 2) 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- 3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を広域連合に提出すること。
- 4) 運営事業者の株主は、広域連合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

### **(3) 契約内容に関する協議**

広域連合と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案（入札説明書で示す。）の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

## **6. 著作権**

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表その他広域連合が必要と認めるとき、広域連合は応募資料の一部を応募者と協議の上、使用できるものとする。

## **7. 応募に係る費用負担**

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

## 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等へ示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

### 2. 想定されるリスクの分担

#### （1）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、広域連合と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、広域連合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、広域連合がリスクを負うものとする。

#### （2）想定されるリスクの分担

広域連合と民間事業者のリスク分担は、原則として「添付資料-4 リスク分担（案）」によるものとする。

#### （3）リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

広域連合又は落札者若しくは運営事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは落札者又は運営事業者が責任を負うとしたリスクや、広域連合並びに落札者又は運営事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のとおりとする。

### 3. 広域連合による事業の実施状況の監視

広域連合は、民間事業者が実施する設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、民間事業者の提供する本施設等の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、広域連合は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

### 4. 地域への貢献

民間事業者は本施設等の設計・建設業務及び運営・維持管理業務にあたっては次の項目に留意すること。

#### （1）構成市町内での雇用促進の配慮

#### （2）地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮

#### （3）本施設周辺の住民との信頼性の構築

## 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地に関する事項

本施設の建設用地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| (1) 建設場所 | 熊本県天草市楠浦町地内                                |
| (2) 用途地域 | 指定なし                                       |
| (3) 防火地域 | 指定なし                                       |
| (4) 高度地区 | 指定なし                                       |
| (5) 建設用地 | 約 20,450 m <sup>2</sup> (「添付資料-1 事業予定地」参照) |
| (6) 建ぺい率 | —                                          |
| (7) 容積率  | —                                          |

### 2. 計画に関する事項

エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の規模は次のとおりであり、その他詳細については要求水準書に示す。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設                 |
| 95 t / 日 (47.5 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働) |
| (2) マテリアルリサイクル推進施設                  |
| 26 t / 日 (5 時間稼働)                   |

## **第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1. 疑義が生じた場合の措置**

広域連合が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び落札者が提出した事業提案書並びに広域連合と関連事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、広域連合と運営事業者又は代表企業が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

### **2. 管轄裁判所の指定**

事業契約に関する紛争については、熊本地方裁判所天草支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、広域連合は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、広域連合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、広域連合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により広域連合が事業契約を解除した場合、民間事業者は、広域連合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 広域連合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 広域連合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、広域連合は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

### 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他広域連合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、広域連合及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 設計・建設業務期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、広域連合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (3) 運営・維持管理期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、広域連合及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

### 4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3. その他

広域連合は、民間事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、広域連合は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

## 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

広域連合は、事業契約の締結にあたっては、予め広域連合議会の議決を経るものとする。

### 2. 情報提供

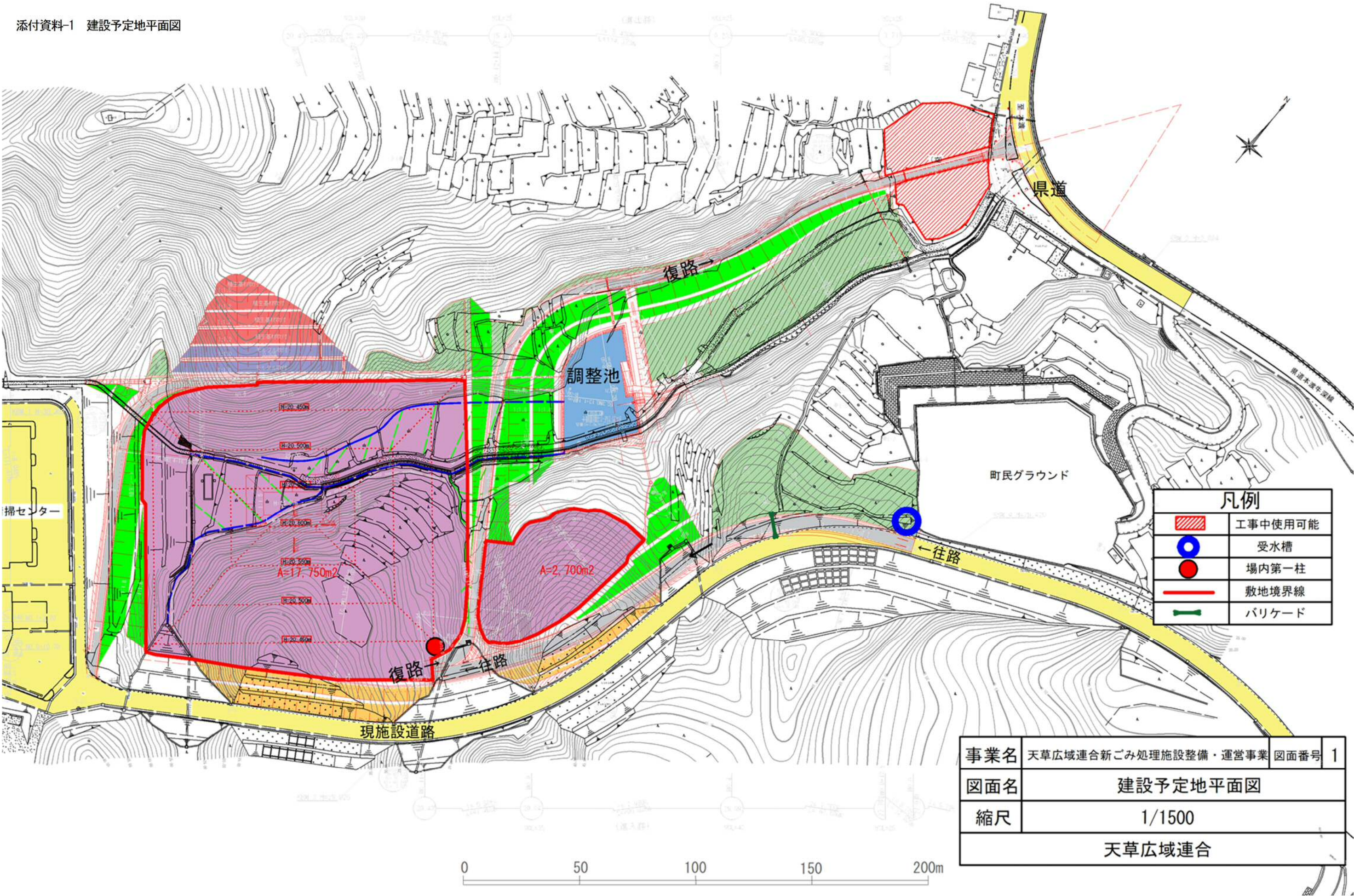
情報提供は、適宜、広域連合のホームページで行う。

### 3. 本実施方針に関する担当部署

天草広域連合 環境衛生課

|        |                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵便番号   | 863-0001                                                                            |
| 住所     | 熊本県天草市本渡町広瀬 1687 番地 2                                                               |
| E-mail | ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp                                                 |
| ホームページ | <a href="https://amakusa-kouikirengo.or.jp/">https://amakusa-kouikirengo.or.jp/</a> |

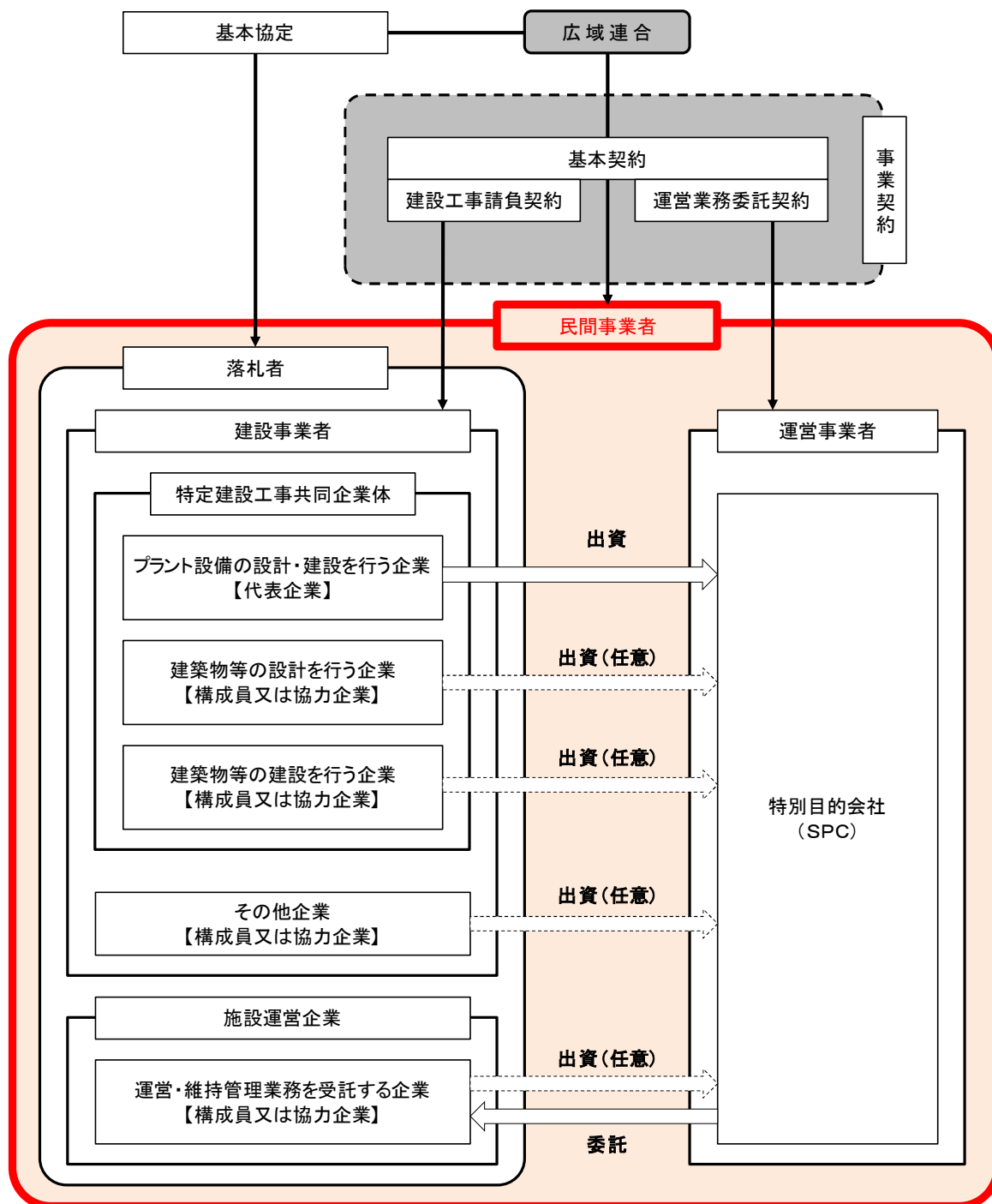
添付資料-1 建設予定地平面図



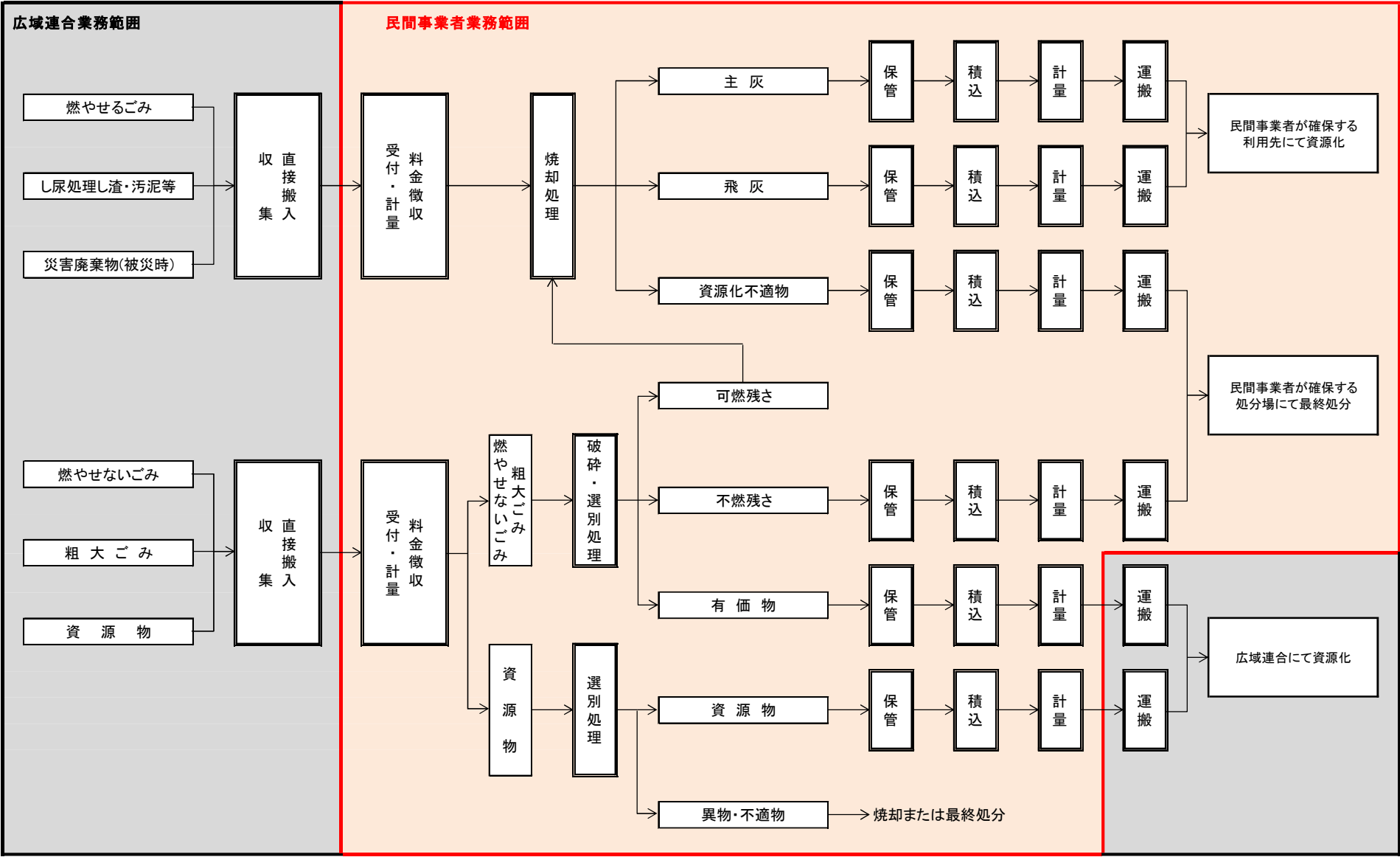
| 凡例 |         |
|----|---------|
|    | 工事中使用可能 |
|    | 受水槽     |
|    | 場内第一柱   |
|    | 敷地境界線   |
|    | バリケード   |

|        |                      |  |      |   |
|--------|----------------------|--|------|---|
| 事業名    | 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 |  | 図面番号 | 1 |
| 図面名    | 建設予定地平面図             |  |      |   |
| 縮尺     | 1/1500               |  |      |   |
| 天草広域連合 |                      |  |      |   |

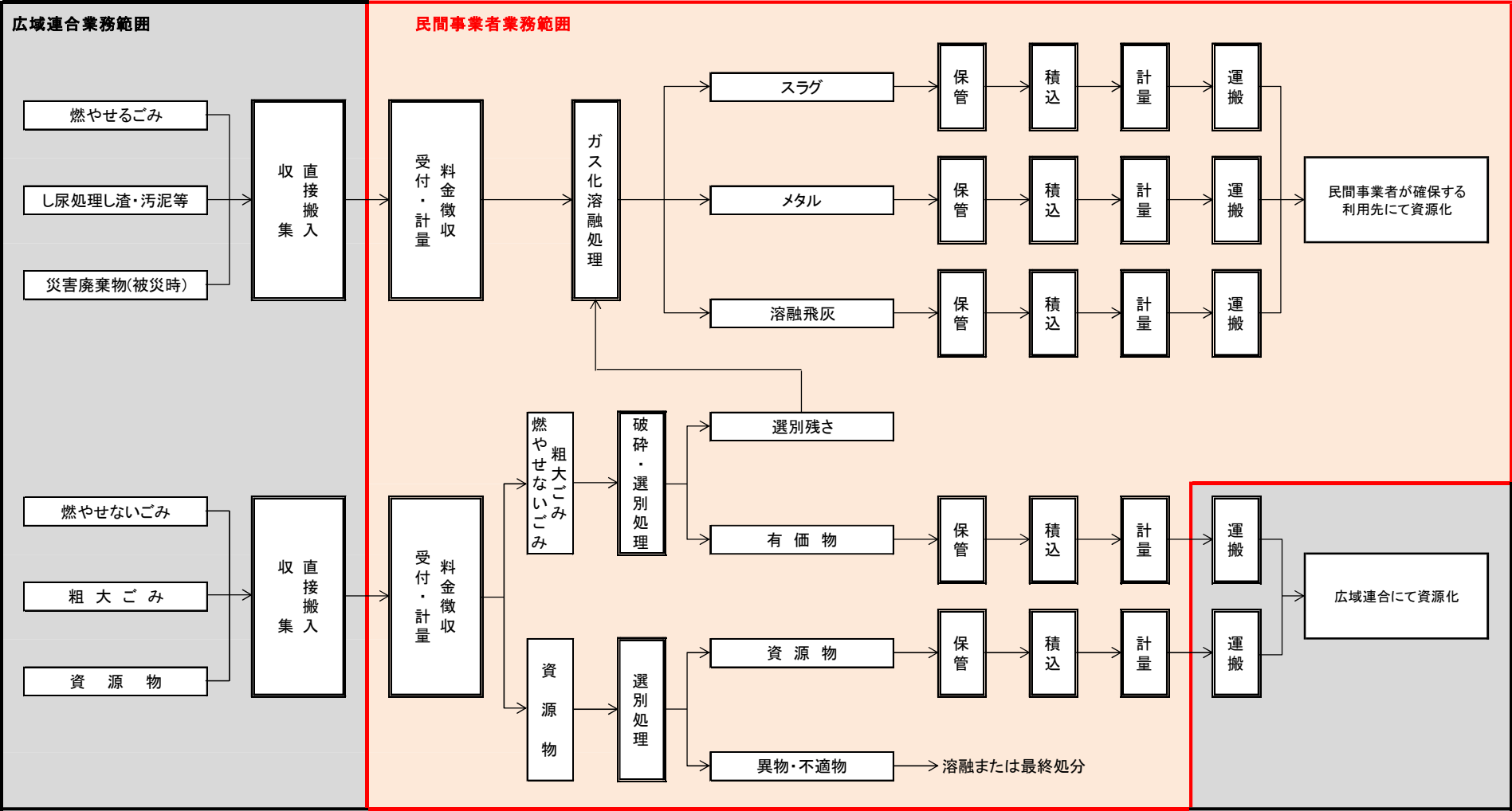
実施方針 添付資料-2 契約スキーム



実施方針 添付資料-3 (1/2) 役割分担概念図 <ストーカ式焼却方式+灰資源化>



実施方針 添付資料-3 (2/2) 役割分担概念図 <シャフト炉式ガス化溶融方式>



## 実施方針 添付資料-4 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおり想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

| リスクの種類 |                                        | リスクの内容                                   | 広域<br>連合 | 事業者 |
|--------|----------------------------------------|------------------------------------------|----------|-----|
| 全期間共通  | 募集資料リスク                                | 事業者募集資料の誤り又は変更によるもの                      | ○        |     |
|        | 住民対応リスク                                | 民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望等に関するもの     |          | ○   |
|        |                                        | 上記以外の住民反対運動、訴訟・要望等に関するもの                 | ○        |     |
|        | 政治リスク                                  | 政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止に関するもの            | ○        |     |
|        | 用地リスク                                  | 地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの        | ○        |     |
|        |                                        | 民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等に関するもの           |          | ○   |
|        | 第三者賠償リスク                               | 上記以外の事故等に関するもの                           | ○        |     |
|        |                                        | 広域連合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの                | ○        |     |
|        | 許認可リスク                                 | 民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの               |          | ○   |
|        |                                        | 応募参加コストに関するもの                            |          | ○   |
|        | 法令変更リスク                                | 本事業に直接関連する法令・税制度の変更等に関するもの               | ○        |     |
|        |                                        | 上記以外の法令・税制度の変更等に関するもの                    |          | ○   |
|        | 不可抗力リスク                                | 天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用             |          | ○   |
|        |                                        | 上記を越えるもの                                 | ○        |     |
| 設計段階   | 測量・調査リスク                               | 広域連合が実施した測量、調査に関するもの                     | ○        |     |
|        |                                        | 民間事業者が実施した測量、調査に関するもの                    |          | ○   |
|        | 設計変更リスク                                | 広域連合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更                | ○        |     |
|        |                                        | 民間事業者の提案内容の不備・判断によるもの                    |          | ○   |
|        | 建設着工遅延リスク                              | 広域連合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの                | ○        |     |
|        |                                        | 民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの               |          | ○   |
| 建設段階   | 物価変動リスク                                | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増大（一定の範囲内）           |          | ○   |
|        |                                        | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増大（一定の範囲を超えた部分）      | ○        |     |
|        | 工事費増加リスク                               | 広域連合の提示条件の不備・変更に関するもの                    | ○        |     |
|        |                                        | 民間事業者の事由によるもの                            |          | ○   |
|        | 工事遅延リスク                                | 広域連合の事由によるもの                             | ○        |     |
|        |                                        | 民間事業者の事由によるもの                            |          | ○   |
| 運営段階   | 試運転・性能試験リスク                            | 試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの         | ○        |     |
|        |                                        | 試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの |          | ○   |
|        | 物価変動リスク                                | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）           |          | ○   |
|        |                                        | 物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲を超えた部分）      | ○        |     |
|        | ごみ量変動リスク                               | 施設許容量以内のごみの受入に関するもの                      |          | ○   |
|        |                                        | 施設許容量を超過するごみの受入に関するもの                    | ○        |     |
|        | ごみ質変動リスク                               | 計画ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの                    |          | ○   |
|        |                                        | 計画ごみ質の範囲を越えるごみ質変動に関するもの                  | ○        |     |
| 運営段階   | 要求水準不適合リスク                             |                                          |          | ○   |
|        | 契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む） |                                          |          | ○   |